

契約法の知識構造とその形式化

吉野一
明治学院大学法学部

1 はじめに

国連売買条約の知識構造を解明し、それをコンピュータ上の知識ベースとして形式化して行くことが、われわれの研究の当面の目標である。

しかし、これを行うのは容易ではない。とりわけ、その法的知識の全体像を体系化することが難しい。国連売買条約の諸規定は、一まだ日本民法に比べれば、より詳細であり、より体系が理解しやすいように書かれているにしても、契約法についての法律家が暗黙裏に有すべき体系知識を、そして法一般についての体系知識を、前提に書かれており、知識ベースとしてコンピュータに載せるためには、それらが解明され、明確な形で提示されなければならない。これまでの法学は、われわれの知識ベース構築作業に役立つほどには、法的知識の体系構造を明晰に解明してくれてはいない。法的知識の体系構造の解明は、われわれ自身によって行わなければならない。そしてわれわれは、それを現に行っているのである。

私は、自己の法哲学を「論理法学」と名付け、その立場から、法および法的推論の論理構造解明に努力してきた。本稿で、私のこれまでの「論理法学」的研究と「法律知識ベース構築」の研究によって明らかとなった範囲で、法の基本的知識構造に基づいて契約法の一般的知識構造を示し、そしてそれに基づいて国連売買条約の基本的知識構造を明らかにすることにしたい。それぞれの段階で、把握された知識構造は論理流れ図の形で示される。したがって、知識構造の説明は、書かれた論理流れ図の説明という形で進行する。

2 契約法の一般的知識構造

2.1 法的推論の目的

契約法の法的推論の最終目的は、与えられた契約に関する事件に法を適用する結果、「誰と誰がいかなる行為をする義務がある」ことになるかを確定することである。それゆえ、「ある時点において、いかなる義務があるか」、

あるいは、ないか、がトップゴールとなる。事件の事実を記述する諸命題をつけ加えると、最終的には、この「契約に基づく義務」というゴールを証明することのできるような法的諸知識（すなわち、諸法的ルール）の体系構造が明らかにされなければならない。

2.2 義務

2.2.1 義務の存在

契約に基づいてあることをする義務がある、ということはどういうことであろうか。実在世界において、義務が一つのオブジェクトとして実在するのではない。法的世界でも、義務は存在するようなオブジェクトではない。（義務という言葉は、ある種の規範的様相を表す表現として用いられる。）しかし、「義務が存在する」とイメージされる。このイメージはどこから来るのか。

ある文が法的に真である、すなわち、法的に効力があるとされるとき、その文の記述する事態が、法的世界に実際にあると想定される。

論理法学は、「あることをする義務がある」ということを、「『あることをする義務がある』という文が（法的に）効力がある」こととして把握する⁵。

法的に「あることをする義務がある」と言えるということは、「『あることをする義務がある』という文が（法的に）効力がある」ということが、効力があるとされる諸法的ルールと当該の事実を記述する諸命題から論理的に証明されることに他ならない。

2.2.2 義務の発生

義務が生じるということは、その義務があることを記述する文が法的に効力を生じることである。すなわち、「時点TにXという義務が生じる」ということは「時点Tに「Xという義務がある」という文が効力を生じる」ということである。（図3 1）

⁵論理流れ図3参照、以下単に「図3」というように参照する。

2.2.3 義務の消滅

義務が消滅するということは、その義務があるということを書き記述する文が法的に効力を失うことである。すなわち、「時点TにXという義務が消滅する」ということは、「時点Tに「Xという義務がある」という文が効力を失うことである」。(図32)

2.3 権利

権利という概念は、義務という概念と同様、法規範的事態を記述するための基本概念である。権利概念については様々な法的理論が展開されてきた。論理法学の権利概念についての基本的考えは次の通りである。権利は決して単なる義務の反射的效果として生じた規範的事態を表現するためのものではない。また単に個々の事実と法的効果としての義務を結び付けるための中間項としての機能を持つにすぎないものでもない。権利はそれが帰属するものに、法規範文を創設する資格を与えるものである。あることについての権利者が、定められた一定の条件に従って、文を定立するとき、それは法規範文となる。その意味で、権利は、法規範文創設過程としての法的推論にとっては重要な役割を演じている。しかし、義務が最も重要な概念であり、権利はこの義務を導き出すための一つの前提として機能するのである。

2.3.1 権利の存在

権利の存在についても義務についてと同じことが言える。法的に「あることをする権利がある」と言えるということは、「『あることをするがある』という文が(法的に)効力がある」ということが、効力があるとされる諸法的ルールと当該の事実を記述する諸命題から論理的に証明されることに他ならない。

2.3.2 権利の発生

権利が生じるということは、その権利があることを記述する文が法的に効力を生じることである。すなわち、「時点TにXという権利が生じる」ということは「時点Tに「Xという権利がある」という文が効力を生じる」ということである。(図41)

2.3.3 権利の消滅

権利が消滅するということは、その権利があるということを書き記述する文が法的に効力を失うことである。すなわち、「時点TにXという権利が消滅する」というこ

とは、「時点Tに「Xという権利がある」という文が効力を失うことである」。(図42)

2.4 契約の効力

2.4.1 契約の概念

2.4.1.1 法規範文としての契約

契約は法規範文である。それは、私的自治の範囲内で、当事者が合意して定立する法である。

2.4.1.2 複合法規範文と要素法規範文

契約は、複合法規範文である。契約を構成する各条項は、契約の要素法規範文である。要素法規範文の効力は、特別の定めがない限り、複合法規範文の効力に従う。(図3A A1)

契約に基づいて、具体的義務、例えば、買主の代金支払義務が生じるのは、「買主Aは売主に対して代金100万円を支払う義務がある」という文が法規範文として効力を生じるからである。解除などで契約の効力がなくなると契約上の義務がなくなるのも同様にして説明できる。

2.4.2 契約が効力があるということ

契約が効力があるというのはどういうことであろうか。契約は法規範文である。したがって、契約が効力があるということは、法規範文が効力があることを判断する次の図式を当てはめて、判断することができる。

法規範文が効力があるということは、法規範文が効力が発生し、まだその効力が消滅してないことである。すなわち、「時点T、「S」という法規範文が効力があるのは、時点T以前の時点T1にそれが効力が発生し、かつ時点T1とTの間に、それが効力を失うということがないときである。」(>3A)

契約は法規範文である(契約は法規範文の部分集合である)から、>3A図を法規範文としての契約に当てはめて、論理的に次の図が生成される。「時点T、「S」という契約が効力があるのは、時点T以前の時点T1にそれが効力が発生し、かつ時点T1とTの間に、それが効力を失うということがないときである。」(>3A1) この図は>3Aと契約と法規範文の概念階層式から論理的に導出されるから、あらかじめ書いておく必要はない。(>3A1が導出されるように>3Aを書いたのである。)

2.4.3 契約の効力発生

2.4.3.1 契約の成立 契約が成立したということは、契約が法規範文としての資格を得たということである。法は法規範文の成立要件を定める。これは、ひとり契約に限らない。例えば、法律案は両議院で可決したとき法律になる（日本国憲法59(1)）と定められている。全く同じ文であっても、法規範文として成立しないとただの案を表示した文にすぎない。法規範文として成立したもののみが、法的効力判断の対象となる。それゆえ、契約の効力発生第1要件として、契約の成立という要件が必要である（図3AA1BA=2）。国連売買条約の第2部は、契約の成立を規定しているが、それを形式化した一連の流れ図（図2以下）は、この要件の下に、子図として、入ってくることになる。

2.4.3.2 契約が無効でないこと 契約が無効であると、より正確に言うと、無効原因を充たしていると、契約は効力が生じない。契約は法律行為であるが、法律行為の無効原因として、それが強行法規に違反すること、公序良俗に違反すること、それが実現不可能であることなどがあげられる。

ここでは、契約の無効でないことを、契約の効力要件の一つとして取り扱っている。これに対し、事実が法律行為の無効を定めるルールを充たして「契約が無効である」という結論がでるとき、その結論を「効力発生」あるいは「契約の効力あり」の結論に優先させるアプローチもある。ルールの効力の優先関係を定めるメタ知識を用い、メタ推論を実行することによって、このアプローチの形式化も、条文に即してうまくいく。その場合は、「契約が無効でない」を効力発生要件としない、従ってまた、無効を定めるルールを契約効力発生ルールの子ルールとして表現しないこととなる。

ここでは、流れ図で法的知識を表現するという制約から、メタ推論を明示的には実行しないことを前提として、一枚の論理平面で法的知識を整理しようとしている。このアプローチでは、「無効でない」ことを契約の効力要件に記述することとなる。

国連売買条約は契約の効力については関与しない（CISG 4条(b)）。したがって、実際の事件において契約の効力が問題となる場合には、国際私法の原則により適用法を決め、その国の契約法によって、契約の効力について判断することになる。

2.4.3.3 契約の効力開始 契約の効力開始時期はいつか。契約は成立すると直ちに効力が発生するとは限らない。多くの場合、契約の効力開始に関する条項が契約に付されている。始期が付されている場合（3AA1BC）は始期が到来した（3AA1BC'）とき、効力発生条件（停止条件）が付されている場合（3AA1BD）はその条件が成就した（3AA1BE）ときに契約は効力を開始する。それ以外の場合、契約成立のとき契約の効力が開始する（3AA1BF）。

2.4.4 契約の効力消滅

法規範文は、永久に効力があり続けるのではない。その効力発生後のある時点で、法規範文は効力を失う。法規範文としての契約についても同様のことがいえる。

契約が効力を失うのは（A）契約上の義務を完全に履行したとき、または（B）契約の解除が効力を発生したとき、または（C）契約が解消されたとき、または契約の効力期間が満了した（終期が到来した）とき、または契約の解除条件が成就したときのいずれかである（図3AB1）。上記の要件中（B）については、CISGにおいては第49条以下、（C）については第29条以下に規定があり、それらはそれぞれの子図として接続する。図3AB1図には、>3A図の第2法律要件「時点T1とTの間の時点T2に「S」いう文が効力失う」が、拡張ユニファイによりマッチする。「AとBの間の時点」は、単なる「時点」のサブクラスを構成するからである。

3 国連売買条約（CISG）の知識構造

3.1 はじめに

国連売買条約の体系的知識構造の概要を上記の契約法の知識構造の説明およびその流れ図に対応させて明らかにしたい。同条約の第1部（適用範囲および総則）と第4部（最終条項）は、考察の外におく。

3.2 契約の成立（第2部第14条—第24条）

国連売買条約の第2部契約の成立に関する諸規定を形式化した一連の流れ図（図2以下）は、3AA1B図「時点Tに契約の効力が生じる」の第1要件この要件の3AA1BA下に、子図として、接続する。

3.3 売主の義務（第3部第30条-第34条）

義務を規定する条項を含む契約が効力を発生すると、その契約に規定されたその義務が発生する。その条項の効力が失われないうり、その義務は存在する。第3部第30条-第34条は、契約の上の義務の内容を、契約に明示されていない場合に、補充的に確定するための規定である。これらの規定は、義務の内容をより詳細に確定する働きをもつ。

3.4 「売主の義務の存在」を確定する推論

義務の存在を推論するためには、「Xという義務がある」というゴールを設定する。ゴールが呼ばれると、それは図3にマッチする。そして図3の要件部が呼ばれると、それは図>3Aにマッチし、その第1要件>3AAが呼ばれると、それは図3AA1にマッチし、その第2要件が呼ばれると、それは図3AA1Bにマッチする。かくして「契約の効力が生じる」を解くルールが適用されることになる。その第1要件3AA1BA「契約が成立する」が呼ばれると、CISG第2部の流れ図3以下が実行されることになる。図3AA1Bの他の要件はCISGは関与しないものであり、適用国法の契約法に従ってさらに詳細な流れ図がその子図として続くことになる。

「義務の存在」を確定するためには、その義務を規定する契約の条項が効力を生じたことを証明できた後、さらにそれがまた効力を失っていないことを証明しなければならない。すなわち、>3A図に戻って、その第1要件が成功した後、第2要件から>3AB「S」という文が効力を失う」が呼ばれることになる。このサブゴールの証明に失敗すると上記要件「S」という文が効力を失うことはない」は成功する。したがって、契約上の義務が存在することになる。流れ図3AA1以下を実行する過程で、「S」のなかに契約に書かれている義務の条項がユニファイしてくるので義務の具体的内容は、Xにユニファイしてあがってくる。

上記のサブゴール>3AB「S」という文が効力を失う」が成功すると要件>3AB「S」という文が効力を失うことはない」は証明に失敗し、契約は効力を失うことになり、したがって当初ゴール「Xという義務がある」は証明に失敗することになる。すなわち、「契約上の義務が存在しない」こととなる。

サブゴール>3ABは図>3AB1にマッチする。この図は「契約が効力を失う」ための要件を記述している。すなわち、A契約の完全履行、B契約の解除の効力発生、C契約の解消、D効力の終期の到来およびE解除条件成

就である。

上記の契約の効力消滅要件のなかで、国連売買条約が規定しているのは、契約の解除の効力発生（49条、81条（1））と契約の解消（29条）である。これらの規定は上記BおよびCの子図として接続する。本稿の流れ図では、解除の「効力発生」という言葉を用いている。解除権があるとき解除権を行使する（解除の宣言する）と解除の効力が発生する。以上の推論では、一つの義務の存在が証明されうる。複数の義務が存在することを証明するためには、推論を繰り返すことになる。証明に成功しただけの数の義務があることになる。

3.5 「買主の権利の存在」を確定する推論

3.5.1 推論の中間段階としての権利の確定

権利の存在を確定するために推論することができる。法的推論の最終の目的は義務の存在の確定であり、権利の存在は、その推論の中間段階で行われるものである。しかし、法的実務では、権利の存否の確定は重要な意味を持っている。本稿の流れ図にしたがって、権利の存在を確定する推論を行うことができる。

3.5.2 救済手段としての買主の権利

売主が義務を履行しないとき、相手方（買主）は種々の救済手段に訴えることができる。売主による契約違反に対する買主のための救済手段を、CISGは第45条-第52条に規定している。

買主にとっての救済手段は、売主が義務を履行しないとき、一方において、買主に一定の権利が発生する形で規定されている。CISGでは、例えば、契約関係を維持しながらの（契約の効力が存続する形での）救済としては、買主の売主に対する特定履行請求権の発生（46条（1））、代替品引渡請求権の発生（46条（2））、修理請求権（46条（3））の発生等がある。契約を消滅させる方向での救済手段としては、買主の解除権（49条）、一部解除権（51条（1））の発生がある。両方向にまたがるのが可能なものとして、代金減額請求権（50条）と損害賠償請求権（74条）の発生がある。さらに、買主が代金を既に支払っている場合には、解除権の行使の効果として生じる代金返還請求権の発生もある。買主の救済としては、契約上の義務から免れるということもあげられる。解除による代金支払い義務の消滅など。

3.5.3 買主の権利行使による売主の義務の発生

これらの権利は、買主がそれを行行使すると、他方において、売主にとっての「義務の発生」となる。すなわち、買主が売主に対して特定履行請求権を行行使すると売主には特定履行（完全履行）義務が発生し、代替品引渡請求権を行行使すると代替品引渡義務が生じ、修理請求権を行行使すると修理義務が生じる。また買主が損害賠償請求権を行行使すると売主に具体的な損害賠償義務が生じる。

これらの買主に対する救済規定は、「売主の義務の存在」というトップゴールを実行するとき、その「義務の発生」を推論する過程で適用されることになる。売主に上記のうちの幾つかの義務があるということが証明されることが、買主にとっての救済となる。

売主による契約違反に対して、買主にとっていかなる救済手段があるかという、救済手段自体を確定するためには、売主の契約違反が考えられる時点以後のある時点で、「買主は権利があるか」というゴールを推論することで十分である。例えば、買主に上記の救済手段としての権利があるときは、「買主は売主に対して修理請求権がある」という命題が証明されることになる。この場合、すべての可能な救済手段を確定するためには、一つの救済のための権利が証明された後、再度、それ以上証明できないことが確定するまで、証明をトライすることになる。

3.6 「法規範文の効力」の記述による権利義務関係の記述

繰り返しになるが、AのBをする義務の発生は、「AはBをする義務がある」という文が（法的に）効力を生じることとして形式化される。同様にAのBについての解除権の発生は、「AはBを解除できる」という文が（法的に）効力を生じることとして形式化される。要するに、本稿の形式化のアプローチは、要するに法規範文の効力を確定することによってすべての法律関係を確定しようとするものである。